

答申第582号

平成25年9月30日

神奈川県公安委員会
委員長 宮崎 泰男 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部 政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成24年12月19日付けで諮問された放置車両確認標章に関する文書一部非公開の件（その2）（諮問第635号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる行政文書として、放置車両確認書及び放置車両確認等事務日報を特定したことは、妥当である。

2 不服申立てに至る経緯

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成24年9月21日付けで、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、特定日に特定路線（以下「本件路線」という。）で取り付けた標章の枚数及び車両の色が記された文書（以下「本件請求文書1」という。）及び同日に駐車監視員活動ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）外の場所である本件路線で確認事務を実施した根拠となる警察署長の指示等を記した文書（以下「本件請求文書2」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、警察本部長は、平成24年10月5日付けで、「放置車両確認書」（以下「本件確認書」という。）及び「放置車両確認等事務日報」（以下「本件事務日報」という。）を本件請求の対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）として特定した上で、本件行政文書の一部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、本件行政文書が不服申立人の求める文書ではないとして、平成24年11月26日付けで警察本部長に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるという趣旨の不服申立てを行った。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 不服申立人が公開請求した文書が公開されずに、公開請求していない文書が公開された。言語道断。改めて本件請求に係る文書の公開を請求する。
- (2) 本件請求文書1について

公開された文書には、放置車両確認書であると分かる表題や名称の記載がなく、極めて不誠実であり、実施機関の説明責任が果たされていない。

放置車両確認業務日報（以下「本件業務日報」という。）には、違反年月日、違反場所及び標章取付けの有無が記載されており、特定の日には本件路線において取り付けた標章の枚数が判明する文書であることから、本件業務日報を公開対象としなければならない。

（３）本件請求文書２について

警察庁の通知では、駐車監視員による駐車取締りについては、ガイドラインの策定及び公表が求められ、駐車監視員が活動する場所は原則として、ガイドラインの重点路線・地域の範囲内とすることとされている。これを受けて「神奈川県警察放置車両確認事務等運営要領」（以下「運営要領」という。）において、ガイドラインの策定を警察署長に義務付け、ガイドラインに定める範囲を基本として駐車監視員に取締りを行わせるとともに、ガイドライン外で取締りを行わせる場合は、書面でその旨を明らかにしておくこととされている。神奈川県警察ホームページでも、ガイドライン外での取締りに際して警察署長の指示の必要性が示されている。

不服申立人が取締りを受けた場所は、ガイドラインの近隣で範囲外であったことから、警察署長の事前指示があったものと考え、その文書を請求したが、全く関わりのない本件事務日報が公開された。

実施機関は、対象文書の特定に誤りはないとしているが、請求された事項に対する理解能力が欠如しているとしか考えられず笑止である。改めて特定の日にはガイドラインの範囲外で駐車違反の取締りを実施するように駐車監視員に指示した警察署長名の文書の公開を請求する。

４ 実施機関（警察本部交通部駐車対策課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

- （１）実施機関は、本件請求に係る行政文書として本件行政文書を特定した。
- （２）本件請求文書１は、特定日に本件路線で取り付けた標章の枚数及び取り付けた車両の色が記された文書の公開を求めているものである。

本件確認書は、放置車両に放置車両確認標章（以下「標章」という。）を取り付けた際の確認状況を記載するメモとして作成される文書である。

特定の日に取り付けた標章のうち、本件路線で取り付けられた標章に関

するものは、本件確認書のみである。

標章の枚数を記した文書は存在しないことから、本件確認書1枚をあえて公開したものであり、また、標章を取り付けた車両の色は、本件確認書に記載されていたものであることから、本件請求に係る行政文書として本件確認書を特定したものである。

- (3) 本件請求文書2は、ガイドライン外の場所である本件路線において確認事務を実施した根拠となる警察署長の指示等を記した文書の公開を求めているものである。

放置車両確認等事務日報は、駐車監視員が巡回当日における放置車両の確認等の結果を警察署長に報告する文書であり、裏面の指示・教養事項欄には、放置車両確認業務に係る注意事項、警察署長の指示等を記載するものである。

特定日に本件路線において標章を取り付けた際の放置車両確認機関への警察署長の指示等に関するものは、本件事務日報のみであることから、本件請求に係る行政文書として本件事務日報を特定したものである。

- (4) 以上のとおり、実施機関は、本件請求に係る文書として本件行政文書を特定した上で非公開情報を除いて公開しているものであり、この他に本件請求に係る文書は存在しないことから文書特定に誤りは認められない。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件確認書は、放置車両に標章を取り付けた際の確認状況を記載するメモとして作成される文書である。

また、本件事務日報は、駐車監視員が巡回当日における放置車両の確認等の結果を警察署長に報告する文書であり、裏面の指示・教養事項欄には、

放置車両確認業務に係る注意事項、警察署長の指示等を記載することとされている。

(3) 本件請求に係る文書の特定について

ア 本件請求文書1について

(ア) 不服申立人は、公開された文書には表題や名称の記載がなく極めて不誠実である、本件業務日報には違反年月日、違反場所及び標章取付けの有無が記載されており、特定の日には本件路線において取り付けた標章の枚数が判明する文書であることから本件業務日報を公開対象としなければならない旨主張している。

(イ) 実施機関は、特定の日には本件路線で取り付けた標章に関するものは本件確認書のみであり、標章の枚数が記された文書は存在しないことから、本件確認書1枚をあえて公開したものであって、車両の色は本件確認書に記載されているので本件確認書を特定したと説明している。

(ウ) 当審査会において、本件確認書を確認したところ、車両の色は記載されており、標章の枚数は記載されていないことを確認したが、本件確認書は、放置車両に標章を取り付けた際の確認状況を記載する文書であることから、本件確認書の枚数によって本件路線における標章の枚数は判明するものと認められる。

さらに、不服申立人が主張する本件業務日報を確認したところ、本件業務日報は、警察署における確認業務の状況を明らかにするために作成される文書であるが、当該文書には本件路線において取り付けた標章の枚数や車両の色は記載されていないことを確認した。

したがって、本件確認書は、不服申立人が求める趣旨の文書であると認められる。

イ 本件請求文書2について

(ア) 不服申立人は、運営要領においてガイドライン外で取締りを行わせる場合は書面でその旨を明らかにしておくこととされている、取締りを受けた場所はガイドライン外であったことから警察署長の事前指示があったものと考えて請求したが全く関わりのない本件事務日報が公開された、改めて特定の日にはガイドライン外で駐車違反の取締りを実

施するように指示した警察署長名の文書を請求する旨主張している。

(イ) 実施機関は、特定日に本件路線において標章を取り付けた際の放置車両確認機関への警察署長の指示等に関するものは、本件事務日報のみであることから本件事務日報を特定したと説明している。

(ウ) 当審査会において、本件事務日報を確認したところ、警察署長が特定日に本件路線を指定して取締りを指示したものではないが、警察署長が駐車監視員に対して放置車両確認事務に係る指示をした内容が記載されていることを確認した。

また、警察署によっては、ガイドライン内から有視界にある車両を取り締まる慣例的指示を出す場合もあることが認められた。

したがって、放置車両確認機関への警察署長の指示等に関するものは、本件事務日報のみであるとの実施機関の説明は妥当であると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、いずれも不服申立人が求める趣旨の文書と認められ、実施機関が、本件請求に対し本件行政文書を特定した理由に不自然、不合理な点はなく、他に不服申立人が求める文書が存在することを推認させる事情もないことから、実施機関が本件請求に対して本件行政文書を特定したことは、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年12月19日	○ 諮問
平成25年1月16日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
1月25日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
1月29日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
2月19日	○ 不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
6月11日 (第119回部会)	○ 審議
7月11日	○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8月21日 (第120回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
相 川 忠 夫	関東学院大学大学院教授	部 会 員
入 江 直 子	神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	横 浜 国 立 大 学 教 授	
交 告 尚 史	東 京 大 学 大 学 院 教 授	会 長 職 務 代 理 者
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
東 玲 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 25 年 9 月 30 日現在) (五十音順)